

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成15年度第8回総合規制改革会議 議 事 録

総合規制改革会議事務局

平成 15 年度 第 8 回総合規制改革会議議事次第

日時：平成 15 年 12 月 9 日（火） 14:00 ～15:30

場所：総合規制改革会議大会議室

1. 開 会
2. 答申案文審議
3. 規制改革集中受付月間の受付状況について
4. その他
5. 閉 会

平成 15 年度 第8回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 15 年 12 月 9 日(火)14:00～15:30
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:
(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、河野栄子、高原慶一郎、八田達夫、村山利栄、八代尚宏、安居祥策の各委員
(政府)金子規制改革担当大臣
(事務局)小平統括官、河野審議官、福井審議官、浅野間審議官、宮川事務室長、中山事務室次長
4. 議事次第
(1)答申案文審議
(2)規制改革集中受付月間の受付状況について
(3)その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、時間でございますので、ただいまから第8回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

本日は、後ほど金子大臣にも御出席いただく予定でございます。ちょっと遅れられております。本日の委員は、9名御出席いただく予定でございます。

本日の議事内容といたしましては、もう今月でございますが、取りまとめを予定しております第3次答申の案文審議を行いたいと存じます。

なお、その後、先月の11月に全国規模の規制改革要望と特区の第4次提案と共同で受け付けておりました規制改革集中受付月間、通称もみじ月間です。この受付状況につきまして、簡単に御報告をお願いいたします。

それでは、まず議事に入ります前に、私から1点御報告がございます。先月 26 日水曜日開催されました経済財政諮問会議におきまして規制改革が議論されまして、金子大臣と私とが出席いたしました。その席上、私の方から本日のお手元に配布しております添付資料に基づきまして、アクションプランの進捗状況につきまして御報告いたしました。当日のもう少し詳しい内容につきましては、この後アクションプラン実行ワーキンググループについての答申案文の説明の際に私からさせていただきます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日は、年末の答申の案文審議を行います。本日の答申の案文審議につきましては前回の素案審議と同様、これを非公開とさせていただきます。会議資料もこういう時期でございますので非公表といたしたいと存じます。今後、各省との交渉等、微妙な状況も生じると思いますし、またマスメディアもいろいろ動いてまいりますが、各委員におかれましてはその点を御理解いただき、資料の取扱いにも引き続き十分御注意を賜りたいと、このようにお願い申し上げます。

本日は、原則として取りまとめに当たられました各主査から、前回の会議で御説明いただいた内容からの主な変更箇所、今後に残された課題など、特に留意を要する点などを中心に簡潔に御説明をいただき、その後、質疑応答、意見交換を行いたいと存じます。

そこで、本日の進行といたしましては、私からアクションプラン実行ワーキンググループについて御説明をさせていただきますと存じますが、アクションプランにつきましては会議全体の共通的な課題として多岐にわたる項目を含んでおりますので、若干長目のお時間をいただきまして、15 分程度御説明をさせていただきますと思います。その後、引き続きアクションプランについての質疑応答、意見交換を行いたいと存じます。

その後、個別の各ワーキンググループにつきましての説明に入りたいと存じます。恒例でございますが、原則として各主査ごとに御説明をいただくということで、御担当のワーキンググループが複数ある場合は、それぞれの検討状況をまとめて一度に御説明いただきたいと思います。その御説明時間の目安といたしまして、1グループにつきまして5分程度、したがって2つの場合は 10 分程度というような形でお考えいただければと思います。

個別の各ワーキンググループにつきましては、御説明を前半、後半と分けさせていただきます。前半には鈴木代理、奥谷主査、高原主査、八田主査から御担当の内容につきまして続けて御説明いただきまして質疑応答する。後半といたしましては八代主査、安居主査、そして事務局から同じく一度に御説明をいた

だき、質疑応答、意見交換を一括して行うということできさせていただきたいと思ひます。

それでは、まずアクションプラン実行ワーキンググループにつきまして私から概略を御説明いたしまして、後で御担当の皆さんから補足説明をお願いするということにしたいと思ひます。

重複いたしますが、まず経済財政諮問会議でございますが、去る11月26日規制改革の集中討議に出席いたしました。私からはお手元の資料でございますとおり、アクションプラン重点検討事項についての進捗状況の報告を行いました。時間が限られておりましたので、特に医薬品の一般小売店における販売、いわゆる混合診療の解禁、幼稚園・保育所の一元化、公共施設サービスの民間開放の促進、労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進という5事項を最重要事項といたしまして説明をさせていただきました。

金子大臣からは、当会議を全力でバックアップしていきたいという御発言をちょうだいしております。

また、諮問会議の閉会に当たりまして竹中大臣からは、必要に応じてもう一度、議長に出席をいただいて取りまとめに向けての議論をすることが必要であるというふうな発言がございました。

この5つの事項について御説明を申し上げたわけですが、最後に小泉総理からは、厚労省に対しましては決めたとおりにやってほしい。医薬品の問題についても、部外品ではなく、書いてあるように進めてほしい。幼保一元化については、17年度中にできるものはやる。幼保一元化もそれでやるというような明確な御指示がございました。その他、詳細の内容はお手元に配布の議事録を御参照いただきたいと存じます。

それから、その他の既存12事項につきましては前回の会議でお示ししましたとおり、7月の答申において現状認識及び今後の課題として書き込んだ内容をベースにした答申案を各省庁と協議しております。

現在のところ、今、申し上げました経済財政諮問会議での総理の明確な御指示がございましたけれども、各省からの回答という実務段階におきましては、まだゼロ回答といえますか、前向きな回答はきていないということございまして、お手元の資料の1ページ下から4ページにかけてP、ペンディングと示されているのはそういうことでございます。合意に至っておりますのは9の高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和、10の職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進の有料職業紹介事業に関する改革という点でございます。

残されました時間は少ないわけでございますが、少なくとも諮問会議におきましても最重要事項として説明し、総理からも御指示をいただいております医薬品の一般小売店における販売、混合診療の解禁、幼保一元化ということにつきましては少しでも進めてまいりたいということで、大臣にも御相談しながら何らかの成果を得たいと考えている事項でございます。

新規5事項につきましては、先日各委員にEメールにてお伝えいたしました、案文を作成し、各省との協議を開始いたしました。これも、現在までのところ最終的な合意に至っているというところではございません。各省との協議開始がそういうことで少しずれておりますので、現在も個別折衝、案文のやり取りというところでございます。既存の12事項と異なりましてこの新規5事項は新しいテーマであるということでございますので、それぞれ何らかの前向きな成果を得たいということで期待しながら折衝をしているという最終段階でございます。

私からは大まかな進捗状況を御説明申し上げましたけれども、是非委員の皆様方で補足説明をお願いできればと思ひます。では、鈴木代理からお願いします。

○鈴木議長代理 まず医薬品の件です。これは随分いろいろと議論をしまっているわけですが、この前の公開討論でやり取りしたとおりでございまして、それ以後進展はしていない。金子大臣の御示唆もあって、薬そのものの安全性を議論したらきりがいいわけですね。薬は作用があるものだから、したがって何らかの副作用はあるのは当たり前のことであって、メリケン粉ならばそうでもないでしょう。だから、その議論を我々はしているのではなくて、薬はすべて薬剤師の管理下に置かなければならないものか。また、現にそういうふうにされているのか。

そこが問題なんだから、薬剤師の管理下に置かなくてもいいような、例えば今度ドン・キホーテでやりますが、テレビ電話などにする必要はないけれども、薬剤師と連絡の取れるような状況ということを縷々繰り返してやってくるわけですが、どうも研究会の内容を彼らは詳らかにしませんからわかりませんが、薬の絶対安全性にかなりこだわった議論をしていたらできるわけがないということで、何を出すのかは時期もはっきりしてありませんが、そういう状況で進まない。

そんな不毛な議論をやっている、薬は副作用があるものですねなどという答申を出したら、総理のこの前の裁断は一体どういうことになるのかということでもありますから、我々としては先方が出すとも、明日とも明後日も言われておりますけれども、いいものが出ることを今の時点としては待つしか仕方がないということだと思

います。

混合診療につきましても、私は先日大塚次官にもお目にかかってこれの解禁というものを、特定療養機関のうちの特に優れたものでいいからそういうものの自発性を大切にしないと、いろいろ複雑な手続と長い時間のかかる今の方法で、いわゆる特定医療費制度の中だけでは解決できない。日本の医療のためにもならないということを縷々お話し申し上げました。

次官はここで、混合診療について自分としてもある程度理解できるんだというようなことを言われた経緯もあった明快な方でございますけれども、現段階においてそれを認めるということがらについては、残念なぐらいいたしかねると、こういう返事であります。

それから、車検に関しては私も先回申し上げましたけれども、やはりアプリアリに官という問題を言うのに対して、先方はたとえ1年であってもこだわっている問題があり、これはならみ合いの状態であるわけであります。いずれにしても、前向きの方角というものを探っていきたいと考えております。

私が関係しておりますものでは、株式会社に関しては空中戦のような議論になりますからこれについてはやっております。今の仕組みの中で特区の状況でというけれども、特区の中で出てくるわけではないということになれば、したがって一般に株式会社が普及するということは夢のまた夢というのが残念ながら今、置かれている状況であると思っておりますので、これ以上の議論をしても無意味ですからやっております。

それから、派遣労働については、現実問題として派遣労働は医療の世界で認めるという話であったわけなのが、12 のアクションプランの中に入ってしまったら、にわかになんか難しくなってきたという感じがしております。これについてもいろいろごちゃごちゃした案が入っていて、事前面接さえできればという点で収めようかという感じもしておりますが、他との関係もありますから、他のものの処理と大体平仄を合わせた形にしていきたいと思っております。私の関係しますところは、以上です。

○宮内議長 それでは、八代さんお願いします。

○八代委員 アクションプランの5ページの「公共施設・サービスの民間開放の促進」というところであります、これも一度公開討論をして、後は少し個別に折衝している以外はなかなか進んでおりません。

ポイントは6ページのPFI法の改正ということと、地方自治法の指定管理者制度の拡充という横ぐしの問題と、あとは個別の事業法について、道路とか河川とか、そういうものについて、もう少し民間の事業者がどこまでできてどこまでできないかを明確にしたいというところからスタートしております。現在も折衝中であります。

後の方の市場化テストとか民間移譲の点についてはなかなか進みにくいので、この分野についてはどういう形で今後の課題の方に振り分けるかという検討も今しております。

それから、労災保険と雇用保険の方につきましては、先方の局長さんとお話はしているんですけども、労災保険自体に大きな問題点があるということは向こうも認めておまして、その点については文章の調整で十分できると思いますが、最後の労災保険の民営化は、現在は民間開放という言葉にしておりますけれども、これについてはとにかく絶対議論することすら困るという立場でありますので、この辺については何らかの検討は必要ではないかという形で何とか今、交渉中であります。雇用保険事業についても、文章の修文で何とかするのではないかと考えております。私のところは以上でございます。

○宮内議長 では、八田さんお願いします。

○八田委員 私のところはアクションプラン 18 ページの「借家制度の抜本的見直し」のところ、これは今日の午前中に法務省と合意いたしました。

基本的には多少の文章の修正ということでしたが、ここで実施することとは今の段階ではちょっと言いにくいので、15 年中に結論を得るということを非常に具体的な項目ごとに約束してもらったということがございます。

それから20ページにありますように、今回はかなり借地・借家の正当事由制度自体の発生理由が昭和14年の地代家賃統制令の補完として生まれたもので、その存在意義が現代ではないんだということを明記したものがそのまま文章として入ることになりました。そこでは、法務省としては途中にその間のいろいろな事情を入れる文章というのを挿入することを提案してこられたんですが、それも削るとということで、そこがかなり大きかったと思います。

そういうことで本年度中に結論を得るということですが、まさに国会でこれから議論されていくことになって、恐らく議員立法中心で議論されていくことになるとは思います。それと合わせて法制審でも議論していくことになるんじゃないかと思っております。以上です。○宮崎議長 それでは、安居委員お願いします。

○安居委員 私のところでは、永住の問題でございます。永住許可の例とか、あるいは不許可の例、これは

特区要望で全国展開を図るとして16年度中ということが前のものでしたが、今度は15年度中に出すということが決まりました。

それから、ガイドラインについても今まで許可した事例を分析して、少し明確な基準を出すということで、これも16年度中に措置をするということに大体固まってまいりました。

その他の項目につきましても概ね良い方向に向かっていると思います。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、アクションプラン実行ワーキンググループにつきましても何か御意見、御質問等がございましたらどうぞ。

○奥谷委員 12重点検討事項のほとんどが取れないみたいな今の状況ですけれども、3月までに取れそうなのか、承認なのか、そういう予測は立てられるのでしょうか。今はほとんどがペンディングでどうなっているのかなど。新聞などでもかなり後ろ向き、後ろ向きというマイナスの評価がどんどん出ていくと、一体総合規制改革会議は何をやっているのかというようなイメージにとられかねないような気がします、いかがでしょうか。

○宮内議長 今の段階ではまだ評価をするところまでは難しいんですけれども、重点事項というもの重要であると同時に難しい事項というふうにも言えると思いますので、どこまで合意するかということと、あとは次にどうつなげるかということですね。そういうことを含めて、最後に総合的に評価するのは我々がすべきなのかどうかわかりませんが、今日のところはまだまだとも我々自身が評価するところまでいっていない。頑張るしかないというところです。

○奥谷委員 3月まで何とか頑張るという感じですか。

○宮内議長 今の段階では3月まで頑張るといふより、とりあえずこの答申に向けて、恐らくここ何日かが山場なんだろう。医薬品などはそういうこともわかりませんが、そういう状況を見てまた皆様方と御相談することになると思います。

それでは、次に各ワーキンググループにつきましても、先ほど申し上げましたように前半、後半という形で御説明をお願いしたいと思います。鈴木さん、奥谷さん、高原さん、八田さんという順番で前半を進めさせていただきたいと思います。

では、鈴木代理からお願いいたします。

○鈴木議長代理 それではITでございますが、これについてはNTTの在り方という問題についてPと書いてありますけれども、その表現ぶりにつきましてもどういふふうにしようかということについてまだペンディングになっておりますが、そのほかの事項については先般の原案をいろいろ修文はしておりますから言葉は変わっておりますけれども、内容を変えた問題ではない。正確性を期しただけでございます、基本的には先回御説明したものとほとんど内容は変化のない形で合意に至っております。残っているのはNTTについての触れ方の問題でございます。

それから、医療・福祉でございます。これも専ら現在やっている最中でありまして、大きく3つの問題がペンディングでありまして、そのほか残り8つぐらいのところは表現ぶりの問題でまだペンディングになっております。これは表現の問題でございますからそんなに問題はない。したがって、3つだけだということだと思えます。その3つの中の1つは、これは細かい専門的な問題になりますけれども、IT化が進みますればちょうどEメールが届くようにレセプトというのは保険者の元に届くわけですから、保険者による審査というのは健康保険法によると、いわゆるレセプトの審査というのは保険者の権能であるというふうにされている。しかし、それが昭和23年以来、診療報酬支払基金で審査するようになると変えられているわけですけれども、先般、厚生省で2001年の答申では、保険者と合意をしたときにはその保険者が審査をするということになっておりますが、本来、審査支払は保険者の権能でありますから合意を必要とする問題ではない。保険者が、私が審査しますと言ったらそちらにいくべきだということについて前々から厚生労働省と話し合っているわけですけれども、その問題がペンディングになっているわけです。

現在ですと、まだ全部の医療機関の98%のレセプトというのは紙で処理されていますから、全国の保険者が私が審査したいと言っても、その紙を仕分けるといふのは不可能な問題ですから今はやむを得ず合意というものを要件としております。つまり、相手を認識できないわけですから。しかし、IT化が進めば、それは保険者ナンバーでプロバイダーのところまで切り分けられるわけですから、それは自動的にいってしまうのでそれでできるということです。

これがIT化を求めることの一つの非常に大きな理由であるわけですけれども、その仕組みについて厚生労働省は合意というものを要件にしたいということはまだ言っているわけでありまして、これは現在ペンディ

ングであるわけでありませぬ。

第2点目のペンディングの点は、電子カルテというものを何とか普及させようということだ、その普及をさせるためにレセプトは電子カルテから作られるものであるという原則をつくれれば、もともとレセプトというものはカルテから作られるのは当たり前のことですけれども、電子カルテを普及させればそこからレセプトを自動的ににつくっていくという仕組みになっていけばレセプトの真正性、正しさということも担保されますし、電子カルテの普及にもなりますし、医療知識の蓄積にもなります。そういう意味合いで促進したいということを考えておりますが、これは果たして電子カルテというものからレセプトにつながるの、電子カルテにもいろいろな種類があるので、それが技術的に可能なのかというような問題をめぐって、そういう意味でペンディングになっております。

もう一つの問題は、最終的にねらっているのはDRGPPSといて、1入院当たりで同じ治療費を払うというところに我々はたどりつきたいわけですけれども、厚生労働省は現在は1入院ではなくて1日当たりという定額払いを一部の病院で導入しております。これは始まったばかりだからこの行方をもう少し見守らせてもらいたいというのが向こうの言い分ですけれども、目指す先は何だということ、それは包括払い、つまり1入院当たりの定額払いということなんだと、そここのところの方向をはっきりさせておいて今のまま少しやってみるといふ程度のところではちょっと悲しい話ではないか。そこら辺が引っ掛かりの問題でございます。以上の3点を除いて、そのほかは一部の文字、用語の問題はございますけれども、ほぼ決定をいたしております。

それから、ずっと後ろの方でエネルギーに関してでございますが、いろいろなやり取りが何回も続いて昨夜もかなり遅くまでやったわけでございますけれども、この原案で昨夜、合意をいたしております。基本的にはいわゆる完全自由化という問題に対して目をつぶってはならないぞということがポイントになっておりまして、そこに対して私も100点と満足するわけではございませんけれども、先方のこれからの進め方、あるいは部分自由化、今は高圧までできておりますけれども、その状況という問題も加味して考えるべき問題もあるという点はそうでございますので、完全自由化という言葉がいつの間にやら消えていくことがないようにする。ここがポイントでありまして、表現としてはそこに書いてあるような形で合意をいたしております。

運輸につきましては、これもいろいろあったわけでございますけれども、結論を申し上げますと、我々が当初出した案とほとんど同じ形で合意に達しております。

したがって、総括いたしましてペンディングは医療における3つの問題ということ、それとITにおけるNTTの表現の仕方の問題ということがペンディングになっておるといふ状況でございます、いずれも何らかの解決をするというふうと考えております。以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、教育・研究を奥谷さんお願いします。○奥谷委員 教育の方は、学生や保護者といひますか、消費者保護の立場と、それから公立、私立といへども国費がかなり投入されているという上立って、実質的に学校運営をしていくために情報開示を徹底的に進めることが必要との認識の下、学校法人、大学における情報公開の促進、認証評価制度の改善、高等学校以下の自己点検評価の促進などに取り組みました。

その結果、学校法人の財務情報については従来、開示義務がなかったのが、来年度には開示が義務づけられることになりました。また、大学の教育環境などに関する情報の開示については、従来各大学の判断に任されておりましたが、望ましい情報が何かについて通知等が示されることとなり、学生などの大学利用者にとっては各大学の情報がより入手しやすくなる環境が整備されることとなりました。

インターネット上のホームページに掲載するように法的に義務づけるように我々は要求したんですけれども、なかなか法的に義務づけることはできないということで合意には達しませんでした。今後ホームページで積極的に開示促進を検討するというを文部省に約束させました。

次に、大学の認証評価制度についてですが、認証評価機関が評価すべき項目はほとんど各認証評価機関任せとされる予定でしたけれども、大学評価の質を維持する観点からその改善に取り組み、その結果、最低限の評価項目について来年度検討され、結論が出されることとなりました。

また、高等学校以下の自己点検評価については、現在その実施について義務づけられていませんでしたが、保護者のニーズ等にも勘案して、その義務づけについて来年度に検討され、結論が出ることになりました。

また、社会や地域住民の需要者のニーズに応じた機動的な学校経営を可能とするコミュニティスクールの導入については検討を行いました結果、平成17年4月開校に向けて保護者代表を含む地域学校協議会、学校長及び教員の人選について、その推薦を含めて人事にも関与し、学校長、教育職員の任命権者は地域学校協議会の意向を尊重することなど、人事に関しても地域学校協議会の意向が反映されることが

確実に担保されるような制度を定める所要の法律案が来年度提出されることになりました。

また、教育主体の多様化、大学の新增設の推進という観点から、私立学校審議会の見直し、借入金による大学の学部等の設置の容認といった問題にも取り組みました。その結果、私立学校審議会については私立学校審議会の構成員比率及び委員候補者の推薦に関する現行の規定を私立学校法から削除することを内容とする法案が次期通常国会に提出されることになりました。私立学校審議会は、私立学校の新規参入に不当に抑制的に働いているのではないかとの指摘を踏まえ、同審議会の構成員については委員を適切に任命するといった今般の見直しの趣旨が関係者に十分周知されることになりました。

また、学校法人の大学学部などの新增設に当たって、従来は一定の資金を自己資金で確保する必要がありましたが、これを借入金で認めることについて来年度中に認められることとなりました。

そのほか、飛び入学の導入、加配教員制度の改善などのほか、国立大学法人が研究成果の対価として株式取得することを認めることなど、競争的研究資金の交付時期の早期化など、研究分野においても検討を行い、一定の成果を得ることができました。

なお、国費により運営される国立大学の果たす機能、役割は重要であって、国費の有効利用の高等教育部における競争を更に促進する観点から、その機能、役割を果たさない国立大学について、その組織の全部または一部について速やかに改廃、民営化等、組織の見直しが行われるべきというようなことを我々が提案いたしました。民営化ということに関してはかなりのこだわりが文科省側にありまして、今朝、文科省と折衝いたしました結果、国立大学の数値目標やいろいろな評価基準の結果、国立大学としての十分な役割機能を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃統合等を含め大学改革の一環として速やかに検討を開始し、結論を得るべきである。最初の中期目標期間終了時まで速やかに結論というところまで検討といいますか、一応の交渉が今日の朝、成り立ちましたので、多分通ると思います。

それと、国立大学の中期目標、中期計画において、国立大学が要請される機能、役割、目標、計画が数値目標設定等も含めて可能な限り具体的なものとするよう工夫することが重要であり、これらの評価が適切に行われるよう、中期目標や中期計画に関する評価基準を明確化すべきである。これを、平成 16 年度中に可能な限り速やかに結論と、これも今日の朝、一応折衝のところまでいきました。

教育は以上です。かなり文科省の抵抗は強かったです。

○宮内議長 ありがとうございます。次は、事業活動円滑化を高原さんからお願いします。

○高原委員 事業活動円滑化ワーキンググループについて、お手元の第1章の4の5ページでございますが、「規制改革集中受付月間」の推進というところで簡単にまとめさせていただいております。

前回、11月26日の本会合で各省への意見照会をしていただいておりますが、「問題意識」の部分も含めまして各省からは特に意見がございませんでしたので、一応この内容にて答申をしていただく予定でございます。前回、説明をいたしました。それを含めて簡単に御説明をここで申し上げます。

まず1ページの「問題意識」の部分ですが、規制改革においてこれまでの社会システムの改革を中心として進めてきたものを、特区においてでき上がった仕組み、すなわち地方公共団体や民間事業者などの要望を集中的に募集して、関係省庁との折衝調整を公開しながら進めるという仕組みでございますが、この特区の仕組みというものを規制改革全般にも取り入れまして、個別の要望にも対応していく仕組みづくりが必要だということで、今年は6月と11月の2回に分けて実施したことを述べております。

次に、2ページの後半からの具体的施策の部分につきましては、資料に記載しておりますように6月と11月の規制改革集中受付月間のプロセスについても手続を位置から④までで簡単に整理をしております。そして、事務局を通じてお願いしております6月の規制改革集中受付月間において、全国で実施すべき規制改革事項とされました67項目の前倒しや内容のかぶりにつきまして取りまとめていただいておりますが、具体的には9月のときの状況とは変わりがないようでございます。

また、6月の時点で閣議報告の対象とならなかった項目については、各省と17年度までに検討、結論を出していただくという形で合意できる事項、22項目についても現在、事務局を通じて各省と交渉をさせていただいております。そして、その結果については別表で掲載し、各府省庁に対して同月間で受け付けた規制改革要望について、別表のとおり実施すべきであるという形でまとめさせていただくことになっております。

答申案については以上でございます。答申案の案文とは直接関係ございませんが、11月のもみじ月間と称しております規制改革集中受付月間の応募は147主体から、延べ1,216の項目について応募を受け付け、現在項目の重複や法令の整備など調査中をございまして、詳細については後ほど事務局から報告をしていただくことになっております。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、最後に住宅・土地・公共工事・環境を八田主査からお願いします。

○八田委員 この分野ではすべて合意が成立しております。それで、前回から変わったところで大きなところでは2ページの「不動産取引価額情報の開示」というところで、具体的に取引された個別物件の用途、面積、築年数、構造等の属性ができる限りわかりやすくなるような形で情報提供すべきであると明記されたことが1つあります。それから、日影規制についても従来のものよりも幅広く弾力的に運用すべきだということが明記されました。

ほかには大体、前回にも合意したことが多いので、今度大きく書き加えたのは6ページ以降の「今後の課題」というところですよ。アクションプランとこちらで都市関係のことを担当させていただいて感じたことは、やはり規制には元来の目的があるんですが、目的を的確に達成する最適な手段を必ずしも用いていない。それによって副作用が生じているのではないかと。最適の手段を用いるためにはいろいろな工夫がある。その一つには、従来用いた手法と全然違う。都市の場合には、例えばハード面での建築規制などから外れて、むしろソフト面の対策というようなことも工夫されるべきことがあるんじゃないかと。例えば、インフラに対する負荷というものを容積率規制一本で制限するというのではなくて、流入交通をコントロールする。そのためには、都心でミニバスを走らせることもあるだろうし、流入交通に対して料金を賦課することもあるだろう。鉄道に対するピークロードプライシングというようなこともある。そうすると、従来の規制官庁だけでは必ずしもできないようなところまで、ある種の政策のコーディネートをする必要があるのではないかと。そういう方向に今回一歩踏み込んでいただいたと思うし、これからそういう方向を進めていただきたい。

それからもう一つは、今までのあいまいな手段であったがために守られていた既得権が最適な手段を用いるために奪われてしまうという政治的な反対もある。そういうときに、そういう既得権のことが政治的に難しい問題を起こすということにとらわれずに、最も不断の良好化をしてもらいたいというような趣旨で、今後の課題というところを書きました。それから、先ほど申し上げるべきだったかもしれないんですが、宮内議長からアクションプランのところで御紹介いただいた高層住宅に関する容積率の緩和というのはもう合意が成立しているというふうに御紹介いただいていたんですが、そこに今のような趣旨の内容が入っております。具体的には、都心の住宅の容積率を緩和するということは通勤の混雑を下げることがあるのではないかと私も主張してきました、だからこそ容積率を上げたらどうだということも言ってきたんですが、しかし、道路のインフラの負荷を上げるかもしれないという主張をずっとしてこられたわけです。

それで、そこについてはわからない。実際問題としては、そういう調査が今までなかった。特に目的別にインフラにどういった負荷が違うかということとはわからないし、ましてや用途別ごとに時間帯で異なった容積率、交通インフラへの負荷がある、自動車への負荷があるなどということは今まで研究していなかった。そういうことをアクションの方では今後、具体的に検討していただく。時間帯別の負荷などということを分析して検討する。相当なお金を使ってやっていただく。それも、先ほどの「今後の課題」のところで総括して書いたつもりであります。以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいままでの鈴木代理、奥谷主査、高原主査、八田主査からの御説明につきまして御質問、御意見等がございましたらどうぞお願いいたします。

○八代委員 教育について、私立学校審議会の見直しということで、これまで私立学校関係者以外の民間有識者を構成員の4分の1以上にはいけないという規定があったんですが、これを今回外されたわけで、これは大変なことだと思っております。

ただ、問題は外した後、規制ではないけれども、いわば自発的に今と同じようなことをするということが特に構わないわけですか。それとも、私立学校審議会の構成員比率等の見直しの趣旨をということとは、要するにあくまでも今よりも減らすことが望ましいということまで言っているのかどうか。その辺についてお話をいただければと思います。

○奥谷委員 減らすことというよりも、むしろ今まではまさに私学の人たちが集まってある部分で新規参入をとどめていたわけですね。それを、一般の人たちを半分以上入れることによってもっと公正さ、フェアな部分を出すということで、人数等をどうするかというようなところまではいっていません。ただ、現行法を削除しろという段階です。

○八田委員 同じく教育なんですけれども、前回申し上げたんですが、ホームページで情報公開をしたときに虚偽の情報がした場合にどうするかということについては審議状況はどうでしょうか。

○奥谷委員 そういったことも前向きにといいますか、虚偽情報に関してはチェック機能を働かせるということを検討すると言っておりました。

ですけれども、ホームページ等で一般的に閲覧できないと、そしてその虚偽があるかどうかということが徹底的にチェックということはわからないわけです。ですから、閲覧というアナログ的なことで今、文科省は言っているんですけれども、要するにホームページでちゃんと情報公開することを法的に義務づけるというところまでいけば、虚偽情報ということに対して何らかの罰則規定みたいなものを設けることはできるんですけれども、法的な義務が課せられなければ抜け道が幾らでもできてしまうわけです。そこで法定義務ということを我々は押しているんですけれども、これも文科省の言い分で、インターネットで普及しているところはまだないというばかりなことを言っていて、それを義務づけることが今の段階では非常に困難であると。法的に義務づけられない限りは罰則規定というのはつくれないわけです。だから、そのところを今、押し問答でやっているところです。○河野委員 さっきの八代先生と同じ質問で、私もこれは事前の文章でお願いしたんですけれども、確認です。

例の私立学校審議会の話ですが、構成員の過半数を民間にするということは入れたくないけれども、趣旨はくむということでよろしいんですか。

○奥谷委員 そうです。今までやみカルテルじゃないですけれども、そういう形になっていたのを、むしろ一般の人も入れて公平にするということはある。ですから、今の法律は削除するということです。

○河野委員 過半数とかということを入れることは認めてですか。それは文章には入っていないですが。

○奥谷委員 では、そのところはもう一回担保します。委員名簿や議事録等のことについて促進するべきというのは入れましたけれども、構成員比率の見直しの趣旨で半分以上のあれを入れるということは言いましたが、現行の法律の削除という部分で止まっていますね。だから、ある程度趣旨はわかったけれどもということ。

私立学校審議会の構成員比率等の見直しの趣旨は通知等で関係者に十分周知させるべきである。そして、その委員名簿や議事概要等については各都道府県のホームページ等に公開することを促進するというので、大体そういうことをやればある程度のイメージは取れるのではないかと思います、よろしいですか。

○宮内議長 ほかによろしゅうございますか。それでは、また後で思い付いたら最後のところでおっしゃっていただければと思います。

それでは後半に入ります。八代主査、安居主査、事務局という順番で、特区・官製市場、農林水産業・流通を八代さんからお願いします。

○八代委員 最初に官製市場のところでございますけれども、2ページを開けていただきまして「国民年金の徴収事務等の見直し」というところについては、1の「強制徴収の強化」、それから「徴収事務効率化に向けた民間委託等の推進」についてはほぼ合意が得られたんですが、問題は「税当局との連携強化」ということなわけです。現在、税務申告の際に、例えば民間の損害保険料等を控除申告するときはその証明書を付加しなければいけないんですが、社会保険料についてはその証明書類は義務づけられていないということで、この辺りが問題ではないかということで定義しているんですが、そういう事務的な手続についても、これは税制改革の一環だという先方の主張でなかなか合意が得られておりません。したがって、これは場合によっては「今後の課題」というところに移らざるを得ないかと思います。

「駐車違反対応業務の民間委託の推進」については、これはここでセットされております。これは次の通常国会に出るということです。

「教育委員会制度の見直し」というのは、先方は問題点があるということは認めておりまして、向こうの教育審議会等で全国ベースで検討したいと言っているわけですが、こちらはそれに加えて、特区においては教育委員会の権限委譲ということについて求めると同時に、全国ベースにおいても教育の中立性に直接関係しない部分については教育委員会の権限を地方自治体に委ねていいんじゃないかというような点を今、調整中でございます。それから、農林水産業につきましては全部セットしております。基本的には農地制度の問題でありまして、2ページであります、「農地利用規制の運営の不透明性」とか「優良農地と潜在的な転用需要」とか、先進的な担い手農家に農地を集積させることが必要であるということから、具体的に施策としては6ページにございますが、「農地制度の改革」ということについて本年度から検討を開始して、17年度以降に逐次実施するということなんです、そこでのポイントは本来の耕作者主義の明確化と徹底を図るということで、農家以外でも本当に農業をやりたいという人の権利というか、そういうことを守る方向に向けていくべきである。そのためには、やはり農地利用規制の運用の厳格化ですね。それと、透明性を図ることが必要であるということ。それから、そのベースとしてのデータを集めること。

それから、特にこれが大きなポイントだと思いますが、次の「農業委員会制度の見直し」ということについて

検討を開始し、16 年度中に措置するという事で合意しております。この農業委員会というものがさまざまな問題の原因になっているわけでありまして、選任委員のメンバーとか、そういうことについてもっと公開し、かつより効率的な組織にしていこうというようなことについて合意しております。

それから、「農協問題」については「情報開示の促進」と、准組合員制度の適正化ということと、子会社の規制の適正化、それから最後に「非JA型農協設立の促進」、つまり農民が今のJAだけと独占的に取引を強制されることのないように、できるだけ複数の農協といえますか、JAでない農協をどんどんつくることによって農村の競争化を図るというような点について合意しております。以上でございます。

○宮内議長 それでは、安居さんお願いします。

○安居委員 私の方は国際経済連携ということで「ヒト」、「モノ」、「カネ」という3つの切り口を中心に議論を進めました。

まず「ヒト」の問題でございますが、いわゆる観光ですとか短期のビザの関係でございます。今は御承知のように犯罪が増えているということで、安全の問題と両方若干絡んで大分がたがたしたんですけれども、一応最終的には韓国人について韓国側の新しい旅券というものが導入されるようでございますが、それにせ物をつくりにくい旅券が導入されるということを前提にして、平成 17 年度中に 2002 年のワールドカップのときと同じようなことをやろうということが決まりました。

それから、香港の住民についてはこの 16 年度中に査証免除ということを実施したい。措置ということでございます。

それから、中国人の団体旅行について査証を出しているわけですが、これを 16 年度以降、団体旅行客に限ってですけれども、地域を増やしていくということになりました。

IT技術者に関連した相互認証の件ですけれども、従来のシンガポール等の政府の資格の相互認証にプラスしまして、諸外国の民間資格の高いものについても認めるという方向でどうもいけそうでございます。

在留資格の認定証明書の手続きをもっと簡素化したり、迅速化したりということですが、これもそういうものを図ろうということになりました。

それから、これが実は一番ディスカッションしてわかったんですけれども、今、日本では例えば3年ならば3年のビザを出して、途中でもとの就職だとか、あるいは就学だというのが外れたときにビザの取消はできないことになっていまして、これをできるように法律を変えようということで次の国会で法案が出るということでございます。これは逆に我々はバックアップしようということに一応いたしました。そんなところでございます。

それから、教育の方でございます。今は大体 10 万人計画ということで量的には達成されたということでございまして、今後は質の問題、それから留学期間中の成績等に応じて何かインセンティブみたいなものを与えられないかどうかというようなことを検討していくということになりました。

2つ目は「モノ」の問題でございますが、これは輸出入港湾関連手続の簡素化に関する国際海運関連でフェールという条約がございます。これが 1965 年にできて、先進国の中では日本だけが批准していないという条約でございますが、何とかこれを批准するという方向で今7省ございますけれども、それぞれの省にお願いして 16 年度中に措置をするということで固まっております。

3つ目が「カネ」、投資環境でございますが、ここのLLCですとか、組合や法人の形態でございます。これは法務WGの方でいろいろ検討していただいているので、私の方からは余りしておりません。

もう一つは税制についてのノーアクションレターでございますが、これについてももう少し具体的なということで、個々の問題についても一応ノーアクションレターを出すということで特区で大体方向としては決まりました。ただ、濫用防止措置が問題でありまして、これについては最小限度にとどめるべきとしました。また、今まで困難とされてきた「標準処理期間」の問題でございますが、個別事例は平成 15 年度中に一応措置をしますけれども、標準処理期間の設定そのものは 17 年度中ということで、一応できる方向になりました。

それから、外国人の起業をするための円滑化ということで、1つは株式会社に関する最低資本金規制の抜本的な見直し、これは法務WGの方でいろいろ御検討を今いただいておりますが、資本金規制の撤廃に向けて議論が進められることになりました。

それから、外国人の日本における生活環境の整備ということで今いろいろな交渉をしておりますが、公的年金の相互協定国を増やすということはこの 15 年以降、逐次実施していくということになりました。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、今日御欠席の主査に代わりまして事務局からお願いいたします。

○宮川室長 神田先生の関係でございます。まず、5の基本ルールでございます。基本ルールの見直しということでございますが、「問題意識」のところにつきましては若干作業が遅れておりまして、一応案を今、各省に提示をして、その回答を待っておる。今日の午前中までに回答ということでございますが、まだ来ていない省庁もあるようでございまして、今この問題意識についてはすり合わせをする方向で考えております。ただ、いずれにいたしましても規制改革会議の活動と評価でございますので、この辺りはむしろこちら会議サイドの意見ということで貫き通していきたいと思っております。

それから「具体的措置事項」のところでございますが、推進体制の在り方等々につきましては特に各省から御意見をいただいております。今、残っておりますのは9ページの基本ルールのところでもノーアクションレターの制度の見直しの中で、いわゆる刑事罰を含めた直罰規定についてもこのノーアクションレター制度を適用すべきではないかという当会議の主張に対しまして、さすがに刑事罰まで事前にバツカマルかというところをノーアクションレターで聞くのはちょっとやり過ぎじゃないかというような反論が法務省からございまして、いわゆる行政罰の方の過料と称する過ち料のところについてどうかという議論を法務省の民事局とやっておるということでございます。これが唯一残っているところでございます。

もう一つ残っておりますのは、11 ページの地方公共団体におきます規制改革の促進に向けた方策ということでございまして、国につきましては当会議も含めて非常に順調に進んでおるということでございますけれども、地方においてもこういった方策をすべきではないかという当会議の提案につきまして、特に12ページの②のところでも地方自治法の技術的助言というものを使ってやったらどうかということなんですが、この辺りは総務省の方も多少意見がございまして、文案調整を最終的にやっているということでございますが、基本的には文案調整で恐らく決着がつくという見込みになっております。これが基本ルールでございます。

それから、申し訳ございませんが、後先になりました。競争政策でございますが、鍵かっこのところにPと書いてございます。これにつきましては、一応Pが取れた形で各省とは合意が取れております。

それから、「具体的施策」のところでも独禁法の見直し・強化というところがございまして、このうちの「措置体系の見直し等」というところで、特に今回は独禁法の改正法を公取が出されるというふうな伺っているんですが、これについてエッセンシャル・ファシリティの条項を入れるかどうかというところで実は総務省、経産省との間でもめてございまして、いわば一種当会議は代理戦争をやっているという状況になっているんですが、一応総務省とは話がついたということでございまして、経産省とはこれを法案に盛り込むということについての公取の意見についてはまだ調整ができておりませんので、この辺りをめぐって16年中に法案提出という辺りの文言についてまだ調整ができていないというところでございます。

それから、前にこの会議で御議論いただいた重点項目の1つでございました官公需法でございます。これは競争政策の5ページから6ページにかけてでございますが、これにつきましては一応決着がついてございまして、今回新しい数値設定の見直しという文言と、それから新しい指標を入れるという辺りがそういう意味では少し前進した面かなということでございまして、これは評価できるのではないかとございまして。これは、神田先生が一番御尽力いただいたところでございます。競争政策はそういった点でございまして。

それから、法務でございます。「具体的施策」のところでも、これもやはり重点検討課題になってございまして「社債・融資法制の連続化」という件につきまして、15年度以降でございますが、逐次検討・結論ということで初めて課題の設定、これについて関係省庁も検討しましょうというような鳥羽口が開かれたというところは成果として挙げられるのではないかと思います。

それから、先ほど安居委員からも御紹介がございましたけれども、最低資本金制度の見直しということで、これについては問題点の指摘と、それから撤廃の方向ということで、商法にこれを盛り込むということについての指摘もしたところでございます。それについては、16年度中に検討・結論ということになっております。

4番目のLLCの件につきましてもしかりでございまして、これも来年度中には検討結論を出していただくということも一応決定したところでございます。

それから、4の金融の方でございます。これも重点検討課題でございました「金融サービス構成の横断化」、いわゆる市場金融サービス法ということでございまして、これについても今回初めて課題設定ということで、15年度以降逐次検討・結論ということではございますが、問題の指摘とともにこれを勉強すべしという問題設定にすることができたという点は評価できるのではないかと思います。あとは細かい点はございましたけれども、金融につきましては一応金融庁との間でセットができております。

それから、清家先生の方で、雇用・労働でございます。雇用・労働につきましても、基本的には全部調整が終わっておりまして、特に清家先生が問題意識を持っておられました3ページの「募集・採用における制限の緩和・差別撤廃」というところで、いわゆる年齢制限を募集採用において、かつ事業者に対しての説明

責任ということで、これについては今、訓示規定でございます法律を改正いたしましてこれを義務規定とする。これについては次期通常国会に法案を上程するというので、これも当会議のかねてからの主張が受け入れられたところでございます。

次は、4ページ目の派遣の「事前面接の解禁」ということでございます。これにつきましては前回の当会議の場でいろいろ御議論がございましたけれども、調整の結果、これについては紹介予定派遣というものが来年度早々にも解禁になりますので、この成果を見てということで17年度中に検討ということに決着をいたしました。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの後半の部分につきまして御意見、御質問等、また前半部分で見逃した点等がございましたらそれも含めましてどうぞ。私からちょっと質問させていただきたいのですが、今の独禁法のところの説明をもう少しわかりやすく教えてください。

○宮川室長 独禁法につきましては、御承知のとおり課徴金を上げる話と、それからいわゆる内部告発があったときに課徴金を減免する。この制度については、若干経済界等は議論があるようでございますが、当会議が調整をする過程においては特に異論をとらえる役所はございませんでしたが、もう一つのポイントで、いわゆる電力の送電線のアクセスするときのアクセス料金、それから電気通信の場合もそうなんですけれども、いわゆるエッセンシャル・ファシリティと呼ばれる不可欠設備について、独禁法上もこれをよく見ていこうじゃないか、新しい条項を立ち起こそうということを今、独禁法の研究会ということで公取はおっしゃっておられました。

それを来年度の通常国会の法案の中に盛り込んでいくという話になっているんですが、他方で総務省と経産省の方が、これは今の法律体系でも十分読み得るんだから、わざわざ新しい条項を起こすのではなくて、運用の世界でそれを見ていったらいいのではないかという主張をされておられます。そういう意味で言うと、公取と両省庁とが今ガチンコになっている状態になっております。

これは法律のところはまだうちが細かいことを言うわけではないんですけども、基本的には法案の提出ということで、そのエッセンシャル・ファシリティの部分についても我々はそう書いておまして、一種公取と同じ歩調を取った形でやっております。これについて運用改善を求めている両省庁の方からいろいろ異論が出てきている。総務省の方は最後はいいよということだったんですが、経産省との間ではまだ調整ができておりませんで、最後に法案提出というところの文言についてまだ調整ができていないということでございます。

○奥谷委員 社会保険の問題で未加入の雇用保険とか、社会保険の未加入企業に対する情報公開とか罰則云々に関して、雇用労働委員会ワーキンググループがやるのか。

○宮川室長 これは、アクションプランの方でやるという整理になっております。したがって議長の方からも御説明あるかもしれませんが、そういう整理ということでございます。○八代委員 では、私の方から御説明いたします。アクションプランの11ページの(1)の「労災保険適用事務所のうち未手続き事業所の一掃」というところですが、これの一番下で、「したがって、こうした未手続き強制適用事業所を一掃するため、労働基準監督署の職権の積極的な行使をはじめ、当該未手続き事業所を公表するなどの措置を図るべきである」というところなんです。これはちょっと古いので今、調整中ですが、その後、清家委員との関係でこちらで引き受けることになりましたので、この分野と一緒に労災だけではなくて雇用保険、社会保険についても未手続き事業所を公表すべきであるという奥谷委員の御意見を踏まえたものについて今、折衝中でございます。

○河野委員 確認なんですけど、先ほど事務局の方から御説明いただいた雇用・労働のところの「事前面接の解禁」が御説明で17年度中に検討というふうになりましたというお話がありました。これは前回、出ましたときに16年度中に検討というふうに書いてあって、それを結論にしてもらえないかという御意見を申し上げたんですけども、結果が16年度中検討から17年度中検討に今回変わったわけですが、前回の時点ではまだ折衝は終わっていなかった案文だったわけですね。

○宮川室長 そうです。これは打出しのところはそういうことをやらせていただいたんですが、労働省の方から、紹介予定派遣のところは1年間、施行以降の実態をよく調査、把握した上で17年度で検討しますという調整があったというふうになっております。

○鈴木議長代理 一言訂正させていただきたいんですが、私はさっきエネルギーについて全部セッティングでありますと書いてありますけれども、一部、今日のお手元にある資料の中では、昨日決めたのと若干違うものが入っているので、恐らく事務ミスだと思います。したがって、その部分についてはお手元の内容のとおりではないということをお断りしておきます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、現状報告ということは以上にさせていただきますが、まだ合意していないところは非常に多いわけで、これではわからないではないかということがあろうかと思えますけれども、これからまた引き続き鋭意折衝いただくわけでございますけれども、本日の会議に諮られました案を基本的にこれを守りながら折衝をして、そして合意に至ったものを答申とするという形になっていかざるを得ないわけでございます。

したがって、残されました未調整の箇所につきましては、いつものとおりでございますが、基本的には議長代理と主査の方と議長とに御一任いただくという形をとりながらまとめていくことにさせていただきます。また調整が終了いたしましたら、これは速やかに事務局から連絡させていただくという形で、残ります期間はやらせていただくということで御了解を賜ればと思えますが、よろしゅうございましょうか。

<一同 了解>

ありがとうございました。それではそのような形で、もちろんできるだけ意見調整をしながら進めさせていただきたいと思えます。

なお、今後のスケジュールでございますが、アクションプラン等もございましてだんだんぎりぎりになってきております。したがって、16日で最終ということも少し無理であるような気もいたしますので、22日辺りまでを最終として頑張ってくださいという予定にしております。したがって、それまでに基本的な調整を終えたいということでございます。アクションプランの調整が更にぎりぎりまで、あるいはずれ込むことも想定されます。したがって、具体的な日程につきましてはそういう状況を見ながら、後日できるだけ速やかに事務局から連絡させていただくことにさせていただきますと思えます。とりあえず16日と22日を押さえておいていただければと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、現況報告は以上を持ちまして終わらせていただきまして、次の議題でございます。11月の規制改革集中受付月間、これを御努力いただいておりますが、この受付状況につきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○中山次長 月間の受付状況でございますけれども、簡単に事務局の方から御報告させていただきます。

お手元の方に資料がございまして、特区と一緒にいるのでかなり分厚い形になっておりますけれども、開けていただきますと資料1から参考資料6まででございます。資料2、それから参考資料4から6が全国の方でございますので、これに基づいて、特に資料の2の方に基づきまして簡単に御説明したいと思います。

2ページほどの資料でございますけれども、1で「要望の概況」とございまして。高原主査から先ほどございましたように数的な話を書いてございまして、提案主体数が147でございます。6月の月間が109ということでございましたので、1.5倍弱の増ということでございます。内訳的には参考資料6ということで一番下に数字だけの資料を付けておりますけれども、見ていただければ内訳として民間企業NPOの分が多うございまして123、地方が20、それから外国政府から4ということで、米国、EU、オーストラリア、カナダということでいただいております。こういう内訳でございまして、6月に比べて特徴的なのがNPOと任意団体の数が増えているということで、6月が11だったのが合わせて69となっております。

これは、実は資料2の2ページ目をめくっていただければ「(7) エネルギー・運輸分野」の最後の丸のところで「NPOによるボランティア輸送としての有償運送事業の可能化」というものがございまして。これについての要望が41団体からきているということで、そういうような状況になっております。

次に、要望数でございます。1,216項目ということで、6月が584でございましたので倍以上の増加ということでございます。これは、経団連とか特定の団体の増による部分が大きいんですけども、10月に全国8か所でキャラバンなどをやっております、そういう成果が出た面もあるのではと思っております。

それから個別の中身ですけれども、2で幾つか例示しております。まず鳥瞰していただいて全体的に言うと、(2)の「競争、金融、法務」の分野が相対的に多いということで全体で365、約3分の1から4分の1のレベルです。あとは凹凸がございまして、ガリバーと小人の関係の状況でございます。2、3かいつまみますと、1のITのところでは冒頭に税務書類の電子保存範囲の拡大、手続の簡素化というものがございまして、現在自分が作成した帳簿についてのみ電子保存可能ということなんですけれども、取引先の契約などについてもスキャンして保存できるようにというようなことでございます。

それから(2)の冒頭にベンチャー云々とございまして、これはベンチャーの監査負担の緩和を求めるもので、資本金がベンチャー企業は5億を超えると商法特例上の大会社になってしまうということで、会計監査人の監査が必要になってきて、金額的にも数百万からの負担が出てくるというように聞いております。

それから次のページで、時間の関係もございまして1つだけ触れますと、(8)の2つ目の丸で「公営

住宅への入居に係るDV被害者のための年齢要件の緩和」ということで、野田市からきているものなんですけれども、DV被害者の避難先確保の関係で現在、公営住宅は単身であれば50歳以上でないと入居がだめだという条件が付されているんですが、これについてDV被害者については希望すれば50歳未満であっても入居させてほしいというようなことでございます。

全国は以上のような状況でございますけれども、特区については戻っていただいて資料1にございます。若干数字だけ紹介しますと223の提案主体、これは民間は3割増ということらしいんですが、それから338件の構想、これも前回に比べて増えているということで、こういう状況になっている。新たな市町村、民間からの提案が多いということで聞いてございます。詳細は資料の方に譲らせていただきたいと思います。

あとはスケジュールなんですけれども、1枚紙にございますように、出口としては特区と一緒に作業をして、2月中を目途に政府決定できるように調整したいということでございまして、その間、特に年内は今週末、来週早々ぐらいのタイミングで各省にできれば投げて、年内いっぱいには各省からの回答をいただくというような期間をいただくというようなことで考えております。年明け以降、並行して各ワーキンググループの方で必要な答えをいただきたいというふうに考えてございますのでよろしくお願いいたします。以上、簡単ですが、説明させていただきました。

○宮内議長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御質問等がございましたらどうぞ。

もみじ月間の次はいつの予定なんですか。

○宮川室長 第二次あじさいというのを来年度もやりたいと思っております。その趣旨は今回、答申にも引き続きやるようにということを書いてございます。

○宮内議長 特にございませでしたら、今日は非常に珍しく予定より早く終わるとい、誠に希有な日でございますけれども、最後に事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○宮川室長 先ほど議長の方から次回の御予定ということで16日ということでございまして、時間は10時12時ですが、通常答申をあげるときはこれほど時間はかかりません。議長には記者会見等々ございますので時間をいただきたいのですが、一応10時12時でお願いしたいと思っておりますが、これほどかからないと思っております。

それから、予備日ということで、場合によってはということで22日の15時から17時ということで時間をちょうだいしております。これも恐らく会議自体は30分ほどで終わるのではないかと考えているところでございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、早く終わりましたので、以上をもちまして終了させていただきます。ありがとうございます。